

令和8年度版

旭川市住宅支援 総合リーフレット



旭川市の住宅に関する支援制度や相談窓口をご紹介します。

各制度にはそれぞれ条件や募集時期、募集件数があります。

利用を希望される場合は、あらかじめ各担当部署にお問い合わせください。

旭川市の住宅支援一覧

	上限額 ※	新築	リフォーム		融雪槽	再生可能エネルギー	薪／ペレットストーブ	水洗便所排水設備	浄水槽	ホットライン119	手すり段差	耐震	除却
			トイレお風呂	屋根外壁									
地域材活用住宅建設補助金	p.3 500万円	●	受付期間 6/1～6/12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住宅改修補助金	省エネルギー型 p.3 10万円	●	受付期間 5/11～6/19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	維持保全型 p.3 一律5万円	●	●	受付期間 5/11～6/19	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住宅雪対策補助金	p.5 10万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域エネルギー設備等導入促進事業補助金	p.4 10万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金	p.4 20万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水洗便所改造資金及び排水設備改造資金の融資あっせん制度	p.5 43万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
浄化槽設置整備事業	p.5 88.2万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緊急通報システム（ホットライン119）設置助成	p.5 4万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	p.4 14～18万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
日常生活用具給付事業（居宅生活動作補助用具）	p.4 20万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福祉資金貸付金（住宅資金）	p.3 150万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
木造住宅無料耐震診断	p.6 無料	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住まい耐震化サポート補助金	耐震診断 p.6 13.6万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	除却 p.6 30万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
不良空き家住宅等除却費用補助金	p.6 30万円	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

オンライン オンライン申請可能

※詳しい補助上限額や併用の可否については、各事業の担当にお問い合わせください。

旭川産材を使って新築するとき

地域材活用住宅建設補助金



補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高性能の認定を受けた住宅 ✓ 5㎡以上の旭川産材を使用し、かつ15㎡以上の地域材(道産材)を使用した住宅など
補助額	<p>旭川産材の使用量に応じて150万円から400万円</p> <p>子育て世帯又は二世帯同居の場合は100万円加算、既存住宅を解体し建て替える場合は50万円加算(加算上限100万円)</p> <p>※申込多数の場合の対応はホームページ等をご覧ください。</p>

受付期間	6月1日～6月12日
------	------------

■担当 建築部 住宅課 (市役所第二庁舎3階) ☎ 25-9708



ひとり親家庭が新築・リフォームするとき

福祉資金貸付金(住宅資金)



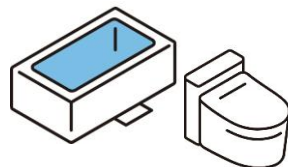
対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ひとり親家庭の方が居住し、原則、所有している住宅 ✓ ひとり親家庭の方で、工事を行うことの必要性や緊急性があること など
融資限度額	150万円まで(連帯保証する方の収入等、貸付条件があります。)
返済期間	融資した日から6か月間据置した後、6年以内に返済
利息	年1.0%(無利息の場合もあります。)

■担当 こども・女性・若者未来部 子育て助成課
(市役所総合庁舎3階) ☎ 25-9107



お風呂・トイレ・外壁等をリフォームするとき

住宅改修補助金



A 省エネルギー型

断熱改修、高断熱浴槽、節水型トイレ ほか

対象	✓ 新築後15年以上経過している市内の住宅 など
補助額	対象工事費の1/10(上限10万円) ※申込み多数の場合は抽選

受付期間	5月11日～6月19日
------	-------------

■担当 建築部 住宅課 (市役所第二庁舎3階) ☎ 25-9708



B 維持保全型

外壁改修、屋根改修



対象	✓ 新築後15年以上経過している市内の住宅 など
補助額	一律5万円 ※申込み多数の場合は抽選

介護のためのリフォームをするとき

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

対象となる工事

- 手すりの設置 ○段差の解消 ○洋式便器への取替え
- 防滑床材への変更 ○引き戸への取替え



対象 ✓要介護、要支援の認定者で、ケアマネジャー等によりその改修が必要と認められた方 など

支給額 20万円を上限とした対象工事費の9割又は8割又は7割

■担当 福祉安心部 介護保険課（市役所総合庁舎2階）
☎ 25-6485



身体障がいをお持ちの方がリフォームするとき

日常生活用具給付事業（居宅生活動作補助用具）

対象となる工事

- 手すりの設置 ○段差の解消 ○洋式便器への取替え
- 防滑床材への変更 ○引き戸への取替え

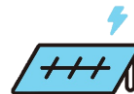
対象 ✓下肢又は体幹機能障害3級以上（洋式便器への取替えは上肢機能障害2級以上）の身体障害者又は難病患者等。
※難病患者等の要件については障害福祉課にお問い合わせください。

補助額 20万円を上限とした対象工事費の9割まで
（市民税の非課税世帯は20万円まで全額補助）

■担当 福祉安心部 障害福祉課（市役所総合庁舎1階）☎ 25-9855

太陽光発電、エネファーム・コレモなど

地域エネルギー設備等導入促進事業補助金



対象 ✓市内の住宅又は事務所等に補助対象設備を設置予定であること
（設置工事に着手しているもの及び設置済みのものは対象外）など

補助対象設備		補助基準
地中熱ヒートポンプ		対象経費の1/10（上限10万円）
太陽光発電設備		対象経費の1/10（上限10万円）
コージェネレーションシステム	ガスエンジンコージェネレーション（コレモ）	対象経費の1/10（上限5万円）
	燃料電池システム（エネファーム）	対象経費の1/10（上限10万円）
定置用リチウムイオン蓄電池		対象経費の1/10（上限10万円）

※件数に限りあり

受付期間 4月17日～8月31日

■担当 環境部 環境総務課（市役所総合庁舎5階）☎ 25-5350



薪ストーブ、ペレットストーブを設置するとき

木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金

対象 ✓市内の住宅又は事務所等に補助対象設備を設置予定であること
（設置工事に着手しているもの及び設置済みのものは対象外）など

補助対象設備	補助基準
薪ストーブ	対象経費の1/3（上限20万円）
ペレットストーブ	対象経費の1/3（上限20万円）

※件数に限りあり

受付期間 4月17日～8月31日

■担当 環境部 環境総務課（市役所総合庁舎5階）☎ 25-5350



住宅雪対策補助金

対象	✓市内の住宅 など
補助額	対象工事費の1/10 (上限10万円) ※申込多数の場合は抽選

受付期間	7月13日～8月21日
------	-------------

■担当 建築部 住宅課 (市役所第二庁舎3階) ☎ 25-9708



急病や火災、ガス漏れなどの緊急事態を自動通報

緊急通報システム (ホットライン119) 設置助成

対象	✓ひとり暮らしで65歳以上の方
	✓65歳以上の身体虚弱な方が属する世帯 ✓身体に重度の障がいのある方 (身体障害者手帳1～3級) が属する世帯
融資額	購入・設置費用の1/3 (上限4万円) ※補助件数に限りあり

■担当 消防本部 指令課 (旭川市総合防災センター3階)
☎ 74-3523

水洗便所改造資金及び
排水設備改造資金の融資あっせん制度

対象	✓市内の公共下水道に接続可能な区域にある住宅の所有者等 (家屋新築はあっせんの対象にはなりません) ✓市税及び下水道事業受益者負(分)担金を完納している方 など
融資額	・水洗化と排水工事 43万円以内 ・水洗化のみ 31万円以内 ・排水工事のみ 12万円以内

返済期間	60回以内 (毎月均等払い)
------	----------------

利息	無利息
----	-----



■担当 上下水道部 維持管理課 (水道局庁舎3階) ☎ 24-3140



浄化槽設置整備事業

対象	✓市内の個人住宅で10人槽以下の合併処理浄化槽であること												
	✓施工は旭川市浄化槽整備工事指定業者であること ✓全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること など ※下水道整備計画区域及び農業集落排水整備区域は補助の対象にはなりません。												
融資額	<table> <tr> <td>・5人槽</td> <td>528,000円以内</td> </tr> <tr> <td>・7人槽</td> <td>661,000円以内</td> </tr> <tr> <td>・10人槽</td> <td>882,000円以内</td> </tr> <tr> <td>・単独処理浄化槽撤去</td> <td>150,000円以内</td> </tr> <tr> <td>・くみ取り槽撤去</td> <td>120,000円以内</td> </tr> <tr> <td>・宅内配管工事</td> <td>330,000円以内</td> </tr> </table>	・5人槽	528,000円以内	・7人槽	661,000円以内	・10人槽	882,000円以内	・単独処理浄化槽撤去	150,000円以内	・くみ取り槽撤去	120,000円以内	・宅内配管工事	330,000円以内
・5人槽	528,000円以内												
・7人槽	661,000円以内												
・10人槽	882,000円以内												
・単独処理浄化槽撤去	150,000円以内												
・くみ取り槽撤去	120,000円以内												
・宅内配管工事	330,000円以内												

※件数に限りあり

受付期間	4月16日～5月8日
------	------------

■担当 環境部 循環型社会推進課 (市役所総合庁舎5階) ☎ 25-6324

無料の耐震診断

木造住宅無料耐震診断



対象	✓ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた市内の木造住宅 など
費用	無料（現地調査は行わず、図面のみでの診断です。）

■担当 建築部 建築指導課（市役所第二庁舎3階）

☎ 25-8597



耐震診断

住まい耐震化サポート補助金

対象	✓ 昭和56年5月31日以前に建てられた市内の住宅（分譲マンション等も含む）など
補助額	対象診断費の2/3（上限13万6千円）※件数に限りあり



受付期間 4月20日～6月12日

※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。

■担当 建築部 建築指導課（市役所第二庁舎3階）

☎ 25-8597



空き家を取り壊すとき

不良空き家住宅等除却費用補助金

対象	✓ 概ね1年以上居住者がいない空き家状態の家 ✓ 市による事前調査等で住宅地区改良法の規定に基づく「不良住宅」若しくは特定空き家住宅又は管理不全空き家住宅と判定された住宅であること など
補助額	対象除却工事費の1/3（上限30万円）※件数に限りあり

受付期間 4月20日～5月29日

※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。

■担当 建築部 建築指導課（市役所第二庁舎3階）

☎ 25-8561



耐震診断を受けた住宅を取り壊すとき

住まい耐震化サポート補助金

対象	✓ 昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅 ✓ 耐震診断等の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅 など
補助額	対象工事費の23%（上限30万円）※件数に限りあり

受付期間 4月20日～6月12日

※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。

■担当 建築部 建築指導課（市役所第二庁舎3階）

☎ 25-8597



困ったときの相談窓口

住まいるダイヤル

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口

☎ 0570-016-100 (ナビダイヤル)

PHS及び一部のIP電話からは ☎ 03-3556-5147

相談可能な内容 | 住まいに関する相談

北海道マイホームセンター旭川北彩都会場

(家づくり無料相談会)

土曜日 (月2回) 午後1時～午後5時

※詳細はHPをご確認ください。

相談可能な内容 | 建築法規, プラン, 構造, インテリア等建築全般についての各種相談
住 所 | 旭川市宮前1条2丁目8番 ☎ 76-4870

市民相談センター

☎ 26-1998



相談可能な内容	日常生活全般での市民相談・法律相談
住 所	旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階
時 間	午前8時45分～午後5時15分 (月～金)



旭川市消費生活センター

☎ 22-8228



相談可能な内容	消費生活に関する相談
住 所	旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階
時 間	午前9時～午後5時 (月～金)

